

手続その他の行為は、改正後の石炭鉱害賠償債担保等臨時措置法の規定によつて鉱害基金に對してした処分又は同法の規定によつて鉱害基金がした手続その他の行為とみなす。

(経過規定)

この法律の施行の際現に鉱害基金といふ名称を用いている者については、改正後の第十七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第四条 登録税法(明治二十九年法律第二百一十七条)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

(所得税法の一改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

(法人税法の一改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第二百二十六号)の一部を次のように改訂する。

別表第一第一号の表中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

理由

石炭鉱業及び重炭鉱業による鉱害について、その防止のための措置を促進するため、鉱害賠

償基金の業務に鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付けを加えるとともに、同基金の名称を変更する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律五百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条规定の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第二十五条第一項第九号の次に次の「号」を加える。

九の二 第六十八条の二第一項の規定により通商産業大臣が指定した地域の石炭資源の開発に必要な設備資金の貸付け

と認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第二十五条第一項第十号中「整備」の下に「又は経営の改善」を加える。

第二十六条第二項第九号の次に次の「号」を加える。

九の二 前条第一項第九号の二に規定する設備資金(以下「開発資金」という。)の貸付け及び償還の方法

「又は経営の改善」を加える。

第二十九条第一項第十二号に規定する設備資金(以下「開発資金」という。)の貸付け及び償還の方法

を「並びに同項第十二号」に改める。

第二十九条を次のように改める。

第二十七条第二項中「近代化資金」の下に「及び開発資金」を加え、「及び同項第十二号」を「並びに同項第十二号」に改める。

第二十九条を次のように改める。

(財務諸表)

第二十九条 事業団は、毎事業年度、財産目録、

貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通

商産業大臣に提出するときは、これに収支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附しなければならない。

第三十六条第二項中「二十円以内」を「三十円以内」に改める。

第三十六条の三第一項中「特定船舶整備公团に対して」の下に「開発資金の貸付けは、第六十八条の七第一項の規定により石炭資源の開發に関する事業計画を届け出た採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに對して」を加え、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の「号」を加える。

4 開発資金の貸付けは、石炭資源の開発に必要な設備であつて通商産業省令で定めるものについて、その設備に係る採掘鉱区の採掘権者が第六十八条の七第一項の規定により届け出た石炭資源の開発に関する事業計画において定めた同条第二項第二号に規定する事項が通商産業省令で定める基準に適合する場合に限り、行なうものとする。

第五十三条の二第二号中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同条第三号中「第三十六条の三第一項から第三項まで」を「第三十六条の三第一項から第四項まで」に改め、同条第三項の次に次の「号」を加える。

四 第四十条の二中「近代化資金」の下に「又は開発資金」を加える。

第五十三条の二第二号中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同条第三号中「第三十六条の三第一項から第三項まで」を「第三十六条の三第一項から第四項まで」に改め、同条第三項の次に次の「号」を加える。

四 第四十条の二中「近代化資金」の下に「又は開発資金」を加える。

第五十三条の二第二号中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同条第三号中「第三十六条の三第一項から第三項まで」を「第三十六条の三第一項から第四項まで」に改め、同条第三項の次に次の「号」を加える。

四 第三十七条の三第四号の規定による指定開発資金」を加える。

その事業の經營を改善するために必要な資金であつて第三号に掲げるものの貸付けを受けることにより当該銀行に対して負担する債務」を加え、同条に次の「号」を加える。

三 当該採掘権者又は租鉱権者が支払うべき賃金、資材費その他の通商産業省令で定める費用の支払に必要な資金(前二号に掲げる資金に該当するものを除く。)

第三十六条の二十一中「第三十六条の十三各号」を「第三十六条の十三第一号又は第二号」に改める。

第三十七条の三に次の「号」を加える。

四 国債その他の通商産業大臣の指定する有価証券の保有

四 第三十七条の三に次の「号」を加える。

十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)及び北海道開発厅長官」と読み替えるものとする。

新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)第十条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した新産業都市建設基本計画又は

工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)第三条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した工業整備特別地域整備基本計画に基づいて第十条に規定する地区

内において国、関係府県又は関係市町村が行なう事業であつて、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特

別措置に関する法律(昭和四十年法律第

号)第二条又は第三条若しくは第五条第二項の規定の適用を受けるものに関する第十条又

は前条若しくは第二項の規定の適用については、政令で定める。

第十三条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十

八号)第四条第一項の規定による港務局は、この法律の適用については地方公共団体とみ

号)第二条又は第三条若しくは第五条第二項の規定の適用を受けるものに関する第十条又

は前条若しくは第二項の規定の適用について

は、政令で定める。

第十四条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十

八号)第四条第一項の規定による港務局は、この法律の適用については地方公共団体とみ

号)第二条又は第三条若しくは第五条第二項の規定の適用を受けるものに関する第十条又

は前条若しくは第二項の規定の適用について

は、政令で定める。

第十五条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十

八号)第四条第一項の規定による港務局は、この法律の適用については地方公共団体とみ

号)第二条又は第三条若しくは第五条第二項の規定の適用を受けるものに関する第十条又

は前条若しくは第二項の規定の適用について

は、政令で定める。

第十六条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十

八号)第四条第一項の規定による港務局は、この法律の適用については地方公共団体とみ

号)第二条又は第三条若しくは第五条第二項の規定の適用を受けるものに関する第十条又

は前条若しくは第二項の規定の適用について

は、政令で定める。

第十七条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十

八号)第四条第一項の規定による港務局は、この法律の適用については地方公共団体とみ

号)第二条又は第三条若しくは第五条第二項の規定の適用を受けるものに関する第十条又

は前条若しくは第二項の規定の適用について

又は補助の割合の特例については、この法律の失効の日を含む年度の終了の日まで、この法律の失効の日を含む年度に係る国の負担金又は補助金について、当該年度の翌年度の終了の日まで、なお従前の例による」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の第十一条及び第十二条第二項の規定は、昭和四十年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十九年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度分に繰り越したものについては、なお従前の例による。

理 由

産炭地域において、鉱工業等の振興に必要な施設の整備に係る事業の促進を図るために、関係地方公共団体に対する国の財政上の特別措置について規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○櫻内国務大臣 まず、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

産炭地域において、鉱工業等の振興に必要な施設の整備に係る事業の促進を図るために、関係地方公共団体に対する国の財政上の特別措置について規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本法の目的である国土保全及び民生安定の見地から、らする鉱害の復旧が円滑に行なわれるようになります。そのため、國等の負担分を適正にする必要があります。この改正案の内容は、國等の負担分を適正化することとともに、総合的復旧の効果を確保する見地から、家屋等の復旧工事にかかる国及び県の補助率について現行の二分の一を百分の六十五に引き上げること及びこれに伴う関連規定の改正を行なうことがあります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

次に、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法は、一昨年七月、鉱害賠償担保のための積み立て金制度と鉱害賠償促進のための融資制度を設ける目的をもって制定され、その実施機関として同法に基づき鉱害賠償基金が設置されているところであります。同基金は、今日までに約十億円の賠償担保金を管理するとともに、約十七億円の賠償資金の融資を行なつてしまひました。

しかしながら、今日、石炭鉱業による残存鉱害量は、なお数百億円に達し、今後の採掘による将来発生鉱害量は毎年十数億円に達するものと見込まれております。

このような実情に対処するためには、残存累積鉱害の処理を促進し、また鉱害の発生を極力防止する対策の拡充につとめことが必要であります。このため、その対策の一環として鉱害賠償基金の從前の業務を強化いたしますとともに、将来による将来発生鉱害量も毎年十数億円に達するものと見込まれております。

このようないまの状況に対処するためには、残存累積鉱害の処理を促進し、また鉱害の発生を極力防止する対策の拡充につとめことが必要であります。このため、その対策の一環として鉱害賠償基金の從前の業務を強化いたしますとともに、将来による将来発生鉱害量も毎年十数億円に達するものと見込まれております。

この方針に沿い、石炭対策推進のための立法措置の一環として、今回、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正を提案いたしました次第であります。

この法律案の内容の第一点は、長期的な観点に立って石炭鉱業の安定と石炭の長期安定供給を確保するため、從来の近代化資金貸し付け制度に加え、新たに石炭資源を開拓するための新鉱開発資金の貸し付け制度を創設することとし、石炭鉱業合理化事業團にその業務を行なわせることとしたことであります。この制度は、通商産業大臣が急速かつ計画的にその開拓を行なう必要があると認めて指定した地域の石炭資源の開拓に必要な資金の相

けの業務を加え、かつ、これに伴い基金の名称を現在の鉱害賠償基金から鉱害基金に改めることといたします所であります。

次に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を申し上げます。

政府といたしましては、このような事態に対処するため、從来から、第一次石炭鉱業調査の答申及びこれに基づく石炭対策大綱に沿って、石炭対策を強力に推進してまいりましたのですが、その後の事態の推移には予想以上のものがあり、いまや從来の施設をより強化する必要が生じています。

政府といたしましては、このような情勢に対処するため、昨年再び石炭鉱業調査團が編成され、今後ともべき施策について鋭意検討が進められまして、昨年十二月答申の運びに至ったのであります。

政府といたしましては、答申の直後、この答申を尊重しつつ石炭対策の強化をはかる旨の閣議決定を行ない、今後の石炭対策の基本的方向を明らかにした次第であります。

この方針に沿い、石炭対策推進のための立法措置の一環として、今回、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正を提案いたしました次第であります。

この法律案の内容の第一点は、長期的な観点に立って石炭鉱業の安定と石炭の長期安定供給を確保するため、從来の近代化資金貸し付け制度に加え、新たに石炭資源を開拓するための新鉱開発資金の貸し付け制度を創設することとし、石炭鉱業合理化事業團にその業務を行なわせることとしたことであります。この制度は、通商産業大臣が急速かつ計画的にその開拓を行なう必要があると認めて

当部分を無利子で貸し付けるものでありまして、その償還期間、貸し付け対象設備その他については、従来の近代化資金の場合よりも有利な条件を定めることといたしております。

改正の第二点は、現行の整備資金の保証制度を拡充し、年間生産数量五十万トン以下の中小炭鉱がその事業を改善するために必要な資金を銀行から借り入れる際に、事業団がその債務保証をすることができるものとしたことであります。

政府は、石炭鉱業に占める中小炭鉱の重要性にかんがみ、その金融の円滑化をはかるため、從来から種々の措置を講じてまいりましたが、この際、新たに運転資金についての信用補完制度を創設し、もつて中小炭鉱の経営を改善していくこととしたものであります。

改正の第三点といたしましては、廃止する炭鉱に交付する交付金の財源として、採掘権者または租賃権者が毎年事業団に納付する納付金の額の限度を石炭の数量一トンにつき現在の二十四円から三十円に引き上げることとしたことであります。

これは、スクラップ・アンド・ビルド政策の推進に伴い、四十二年度までのスクラップワークを拡大する必要があり、その財源確保のために、納付金をトントン当たり十円引き上げることが必要となつたことによるものであります。

第四の改正点は、鉱区の調整をより容易に行なう得ることとしたことであります。

鉱区の調整は、資源の合理的開発と有効利用等の観点から積極的に推進する必要があり、このため、従来のように鉱区が錯綜する地域においてのみならず、鉱区が隣接する場合においても、その鉱床の合理的、一体的開発、鉱業の円滑な実施等の見地から見て必要と認められる場合には鉱区の調整を行ない得ることといたしました。

なお、以上のほか、事業団の余裕金の運用の方法の拡大、事業団の監事の権限の強化等の改正もいたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同ください。

御承知のとおり、エネルギー革命の進行に伴う石炭鉱業の不況とこれに對処するための合理化的進行に伴い、産炭地域の経済は急速に疲弊し、種々の深刻な問題を生ずるに至りました。

政府といたしましては、このような事態に対処するため、從来から、産炭地域に石炭鉱業にかわる新たな鉱工業等を導入することによってその発展をはかるため、諸種の対策を講じてまいりました。この結果、相當数の企業が産炭地域内で活動見られるに至りましたが、昨年の石炭鉱業調査団も指摘したように、いまだ地域振興の中核となるような産業の成立を見ず、地方公共団体の財政の悪化もあって、経済的疲弊の影響が各種の好ましくない社会状況を現出しているのが産炭地域の現状であります。

こうした状態に対処するためには、地方財政対策や社会対策措置を講ずると同時に、資金の確保や税制上の優遇措置とあわせて、道路、港湾等の公共事業を促進して、産炭地域の産業基盤の急速な整備をはかることにより中核となる企業の導入、育成をはかることが不可欠の要請であります。また、これと同時に、住宅や厚生施設などの生活基盤の整備が産業基盤の整備と均衡を保って行なわれるのではなければ、せっかく整備された産業基盤も真にその効果を發揮することができないことは言ふまでもありません。

また、これと同時に、住宅や厚生施設などの生活基盤の整備が産業基盤の整備と均衡を保って行なわれるのではなければ、せっかく整備された産業基盤も真にその効果を發揮することができないことは言ふまでもありません。

なお、これらの措置の適用期間につきましては、地方債の利子補給については、利子支払いが長期にわたることにかんがみ、昭和五十五年度までといたしており、また国の負担割合の特例については、産炭地域振興臨時措置法の失効の年度までといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同ください。

ただいま提案理由の説明を聽取いたしました各法律案に対する質疑は次会に譲ることにいたしました。

○加藤委員長 これにて四法案の提案理由の説明は終わりました。

ただいま提案理由の説明を聽取いたしました各法律案に対する質疑は次会に譲ることにいたしました。

○加藤委員長 次に、石炭対策に関する件について調査を進めます。

産炭地域の振興問題について質疑の通告がありますので、これを許します。野見山清造君。

まず、政務次官にお尋ねしたいと思いますのは、文部省の文教政策といえども、やはり國の大いな基本政策の一環として文部行政というのは行

ますようお願ひ申し上げます。

御承知のとおり、エネルギー革命の進行に伴う

法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

まず、野見山委員 きょうは私は小林次官の出席を求めておったのでござりますが、押谷政務次官が御

多忙のところおいでくださいまして、たいへんあ

りがとうございました。いま私が申し上げよう

するのは、これは非常に深刻な問題でございまし

て、次官におかれても十分御理解をいただきまし

て、いま私が申し上げます飯塚市を中心とした約

三十万の住民の非常な熱望、要望を持っておりま

すのは、これは非常に深刻な問題でございまし

て、次官におかれても

なわれておるはずなんです。私はそう思つております。その点について政府の基本的な考え方と文部省の今度の処置において非常に大きな違いがあるのじやないかという感じを私受けますので、まずこの点を次官はどういうふうに政策の面においてお考えになつておるか、ひとつお尋ねしたいと思います。

承知のよう学

承知のように学校教育法第四条によりまして、文部大臣の認可を必要といたしておりますのであり、文部大臣はまた認可の申請があれば、これを学校教育法第六十条に基づきまして、大学設置審議会に諮問をし、その答申を得て処置をすることになりますのであります。大学の入学志願者急増対策の一環といたしまして、文部省としては特に大学が新設され、りっぱな大学がより多くてきて、志願者を多く収容できることを熱望いたしておるのあります。

そういう考え方方に立って、ことしの大学の設置につきましては臨んでおったのであります。が、近畿大学第二工学部の設置につきまして、これも御承知のとおり昭和三十九年九月三十日、文部大臣に對して学校法人近畿大学理事長の世耕弘一君から申請がなされたのであります。文部大臣は昭和三十九年十月十六日大学設置審議会に對して、認可をするのがいいか悪いかについて諮問を行なつたのであります。同審議会は慎重に審議をいたしました結果、三十九年十二月十八日に至りまして、文部大臣に不可であるという残念な答申が出てまいりました。これにつきまして、その間いろいろと苦慮をいたしたのであります。が、かような答申がありますので、これに従つて、前年の例にならつて、現在文部省におきましては設置は認可を与えていないのが実情であります。

しては経過から見まして、これが保留の線には持ち込まれるという確信を得たのであります。それはいろいろな経過がございます。そういうことからして、今日まで、いまあなたのところに写真も差し上げておると思いますから、次官、どちらになつていただきたいと思いますが、それが不可になつたことについて、私は非常な不満とこれに対する疑惑を持っておるわけであります。

で、文部省のこととの教育方針というのは私申し上げる必要はございませんが、いわゆる大学の急増対策というのも非常に大きな問題だらうと思います。これは高等学校の急増対策が終わりまして、そらしてその人たちがようやくことしから大学に入学するという年齢期に入つておるわけであります。そういうことで政府も国民もあげて大学の急増を希望しておったと思うのであります。同時にまた第二点としては、技術者の養成、これは日本の経済がこれだけ伸展いたしまして、技術者の不足というのはある御存じのとおりでございまして、國もそのためにいわゆる国立の高専学校をことしも七、八校つくつておられると思ひます。そうして技術者の養成に非常な努力を文部省もやっておられます。

同時に、私がきょう申し上げたいと思いますのは、産炭地の振興にこの飯塚市の近畿大学誘致といふのは、これはほかのところと違つて特異性がある。産炭地振興というのは石炭問題でございますが、これは衆参両院においても特別委員会がこのためにおさわざできております。衆議院にも参議院にも特別委員会をつくつて、何とかして産炭地を振興しなければならない。これは国の大方针なんです。そういう國の方針に基づきまして、この近大の誘致というのも決定したわけなんです。御承知のように飯塚と鞍手郡の境には自衛隊も入つております。これは別府とかあるいは小倉の自衛隊をそれぞれ適当に配分して飯塚に自衛隊を昨年持つてきました。いまだどんどん編成しております。何十億の国費を投じて自衛隊をあそこへ持つてきましたのも、産炭地振興の一環なん

其他山口県教育委員会へお答え申します。だいじょうぶですよといふ電報までいたしました。そういうことに勢いを得て、どんどん事業を進捗したわけなんです。それが不可にならなければなりました。こういう点について次官はいかにお考えになりますか。これは単にこれだけではなくて、産炭地とかいろいろな問題を総合しながら、ひとつ御返答いただきたいと思います。

○押谷政府委員 御発言のごとく、大学入試の志望者急増を前にいたしましての大学設置の申請でありますから、十分に考慮をいたさなければなりません。また技術者の養成の必要性も考え、特に産炭地であり、地元の熱烈な要望も十分考慮いたしました。文部省といたしましては、この近畿工業大学の設置については特別の配慮をいたしたつもりであります。

御承知のごとくこの大学設置審議会におきましては、大体校舎、校舎、教員の組織、教育研究用の設備、図書等を申請書によりまして専門的にいろいろ研究をし、さらに現地に参りまして総合的な調査を行なつて可否の判断をするのに誤りなき期していりますが、ただいま御発言のごとく審議会におかれ特別に現地に調査員を派遣して調査をいたされたことはそのとおりであります。

ところがその調査の結果によりますれば、実地視察のとき、すなわち十一月二十日でありますが、専門教育を行なう校舎は基礎工事の段階であります。また一般教育を行なう校舎は既設の私立女子高校の校舎をお話しのごとく買収いたして使用する予定になつております。また不足教育設備につきましては増築の工事中でありますて、全体といたしましては校舎の準備がはなはだ遅延をしておる状態にあつたのでありますて、専門教育を行なう設備いたしましては不十分な状態にあります。これは從来でありますならば設置予定年次の前年の十二月までに年次計画の初年度分の校舎の大部の建築が完了されてることを原則といたしてお

は相当困難があるというような見通しを持ちまして、認可に對して不可の意見が出てまいつたのであります。

文部省としてはお詫びのときの事情をよく勘案してしまして、これは不可という意見が出ておりましたが異例の処置をとりまして、もう一度考え方直しでもらいたいというような処置もいたしたのであります。何ぶんにも審議会が意見を出しますればその審議会の意見を尊重することがたてますになつておりまするので、大臣も私も、また文部省の事務当局もいろいろ苦慮をしながら、審議会の決定につきましてどうも尊重しなければならぬ今日の法のたてまえからして、やむを得ず不可という答申を尊重いたしまして、認可をいたさないことにいたしますので、御了承をいただきたいと存じます。

ういうことを出して、そしてやった場合、現地に行つた人がそういう説明をして逆転することはあります。今度の場合は逆なんですからして、この点を私もう少しほきりしていただきたいと思ふ。

○押谷政府委員 その審議の過程における詳細につきまして、所管局長より答弁をさせます。○杉江政府委員 まず、現地視察にあたりまして、一般方針といたしまして、現地で審議会の結論めいたことを言うことは差し控える、こういうふたてまえになつておるわけでございます。この近畿大学の第二工学部の場合は、委員の方には、いろいろ御見解もあつたろうと思ひますけれども、その基準また審査内規等から考えまして確かに大きな問題があるわけであります。たとえば初年度分として、校舎の中には第一年次の授業に必要な実験室あるいは教室等のほかに、開設に際して採

とが直ちに審議会の意向を代表するというようなことはたてまえ上あり得ないことですし、また私どもの承知しておる限りにおいては、現場ではつきりいいというような言い方はされておらない、

○野見山委員　あなたと私と非常に見解が違う。そういうじゃないのですよ。専門委員の方は、そのメンバーがどういうメンバ一か存じませんが、専門委員の方は、私はその後吉謙先生にも明石先生にもお会いしたのです。宗宮先生にはお会いしておりませんが、非常に遺憾の意を表されております。われわれは現地に視察に行って、そして実際見て、建築もぼくは専門だ——あるいは吉謙先生は電子工学が造船か何かだったと思ひますが、そういう先生が、われわれを見てきて結論を出したやつが逆転したのですよ。見たということは、校舎とか校地とかその他学校に必要なものなんで

る、それで少なくとも二月末までの工程表を早くつくつて三月末までに完成するようにならうか、どういうふうに思つておるか、そういうことから、鹿島建設の建設部長も、三月末には必ず学

○野見山委員 いま次官のおつしやられたことは、どうも私はおかしいと思うのです。専門委員というものの視察の目的というものは、校舎とか校地、図書あるいは一般教養施設とかそういう具体的な問題を調査する任務を帯びて現地に行かれたと私は思うのですよ。そのためにはやはり東大とか慶應とか、そういうりっぱなそれぞれの知識のある方が現地に行かれているわけです。そしてその現地に行かれた人は、専門委員で現地で調査した人ですよ。この人が、可なり、合格という証明を出されて、それが今度総会で、何も調査を行っておらぬ人が、机の上でそういうことをする人が、不可なりというようなことは、どうしてそれが信じられますか。あり得ないじゃないですか、実際に。子供じゃないのですよ、大学の堂々たる先生が行つて、現地を視察した三人の方が、これならだいじょうぶだ、こういうことの結論を、公式の場で、委員会で出された。その結論が審議会に回つてきたものが不可なりというようなことは、ここに私は疑惑を持つておるのであります。そういうことは前例にありますか。それは私は逆の場合はあると思うのですよ。現地に行かぬ人がそ

用される専門教育の教授や、研究室あるいは図書室、書庫その他の管理部門、そういうものがある。ということが一つの審査方針になつておるわけですが、そういうものは第二工学部の場合には不足しておるのであります。その他図書、設備等においても内容がきわめて貧弱である。こういうふうな実態から見て、委員の方々がそこでこれでよろしいという判断をされることはおそらくないじゅないか、あるいは個人的見解を軽い意味で申されたかどうか、その辺は私は知りませんけれども、非常に多くの問題があるのでありますし、いまのよう明瞭な形でいいと言われたことはおそらくないと私は考えております。ただいずれにいたしましても、そういう現地調査の結果、視察の結果は、設置審議会の部会で慎重に検討する、そこで部会としての意見をまとめて、その意見を総会に報告して全体の御審議を仰ぐというたてまえになつております。だからあくまでも現地視察の結果は分科会の審議資料になる、それがまた全体会議での資料として提出される、こういうたてまえのものでございます。そういう意味におきまして、いま視察委員の方々が何らかの形で言われたというこ

方は何かしゃくし定木なことを言われるけれども、そういうふうなことも十分頭に入れて審査されたと思うのですよ。一年のうちに、教養学部のうちに何とか完成すればいいとか、そういうことも十分考慮されながらそういう結論を出されたと思うのですが、いずれにしても、建築の大家である明石先生とかあるいは東大の吉瀬先生とか慶應の宗宮先生が委員として結論を出されたものを、行かない人が、何もこの問題に関係ない人が机上において多数でこれを否決したいということに対する疑惑を私は言うのですよ。それは何も解明されていないじゃないですか。

それから十一月の二十日に視察に来られたとおっしゃいましたが、十一月の二十日に現地に来られた三人の方々の宿舎が福岡でしたが、視察をされたゆゑの総合的なまとめの話をその宿舎の福岡の梅林荘でされておるのを私はよく承っております。いろいろな委員の先生からお話をあつた中で、特にまた鹿島建設の建設部長もそこにあります。今まで鹿島建設の建設部長に来ておりますから、鹿島建設の建設部長に対しても、この学校は専門的に見て必ずき上が

手続するし、同時にまた地元としては、そういう建築に対するいろいろな総力を集めて——これは正月の元旦たつた一日休んだだけなんです。二十四時間昼夜兼行でやつております。それはそういうふうな形における経過があつたためにやつておるのです。

同時にまた、これは次官も御存じでしょうが、この学校には飯塚市が五千万のいわゆる助成金を出しておるわけなんです。これは土地とか整地をする金、あるいは取りつけ道路をつくつたり、ガスとか水道とかいうものを引き込む施設のために五千万円を出して助成しております。これは五千万ではあるいは道路とかそういう問題にまだ済まないことがでてくるかもわかりませんが、一応出してあります。同時に、三億円の金を飯塚の地元福岡銀行から融資あつせんをして、飯塚市が保証人で金を借りておる。そして近大に金を三億円渡しておるのであります。これはもとより近大のいわゆる飯塚市が金の面のあつせんをやつておるのはな上でやつておりますが、そういうこともやつておられます。大体四億に近い三億七、八千万くらいは経済状態とか信用状態を飯塚のはうでよく調べた

いかと私は思う。そういうばく大な、市の運命を決するようなことをやつております。やつておるというのはそういうふうな経過が前にあるからなんですよ。

うように市長のところに電報が来ている。この学校の問題は専門部会でパスしましたぞ——合格したというこれは先生の好意で来たと思いますが、これを適用してはいけないと思いますが、そういうものが来ております。それでだれもこの学校はできないと疑う者はおらぬと私は思うのですよ。そういう点から初めてそういう金も出して、いろいろなものを犠牲にしてそこに集中したから今日あれだけでき上がっていると思うのです。これは少なくとも文部省が委嘱したこういう委員の方がこれだけのことをやつておられますし、そういう点から考えまして、少なくともこれが——許可とは私は言わぬですよ。保留にもならなかつた。いま一ペん三月までの期間のうちに見てやろうという保留にもならなかつたという点において、私は非常に疑惑を持つつている。なぜ保留にならないのか。私は前例もたくさんあることを知っています。まだその学校よりもっと基準の悪いのがみな保留になつていることも知つておる。どうして保留にならないか。いま一ぺん見てやろうというくらいな親切がどうしてないのですか。審議会というのはどういうものですか。政府に審議会というのは何十とあると思いますが、大体審議会の目的といふものは、民意が反映されて、民情というものを審議会が取り上げて、そういうものを基礎にして政府に答申するんじゃないですか。しかもそれだけのことをやつておるのです。飯塚がつぶれ方のいわゆる大学審議会といえども、やはり地方の実情、産業地とかいろんな実情を総合しながら答申するのが私は当然だと思うのです。しかもそれがだけのことをやつておるのです。飯塚がつぶれるか生き上がるかというような財政負担をやつているのです。

ますが、ここに、石炭特別委員会に総理大臣を迎へたことがあります。そのときもいろいろな問題はあつたのですが、産炭地の振興の問題で、多賀谷さんが質問したことに対する答へいとして、総理は次のとおり答えておられることがあります。「産炭地振興に政府が非常な努力をしておることはおわかりますが、最近も飯塚に学校をつくるという話があり、それがまだ文部省のほうで決定を見ないということ、これなども私まことに残念に思いますから、急速にひとつ進めたい、かように思つております。」、こういうふうな、いわゆる総理大臣自身からも、話を文部省との間に急速に進めたいといふ答弁があつたのです。私は私的に「三回この問題でお会いしたときも、何とかする、何とかする」という総理の話を私は二、三回聞いておる。文部大臣もそういうふうなことを言つておる。それだけみんな政府が、総理大臣まで言う、文部大臣まで言つておるものが、しかも基礎になる審議会の実際の委員が答申したものができるないような大学審議会というのは、もうコソンクリートになつているのです。これはそうだとすれば、文部大臣なんかもまるでロボットじゃないですか。そんなことで文部行政は行なわれますか。次官どういうふうにお考へですか。

ので、その間の事案問題だけ私の見聞いたしましたところを御報告いたしたいと思います。

現地視察の審査会におきましては、これは設置審議会が本来書類審査を原則としていたしておりますが、書類に記載されたものと事実との照合を行なう、というたてまえでござります。したがつて現地におきまして、学校当局とこの審査委員とが対応いたしまして、個別的な事情聴取を行ないました。その後に現地での委員の公式の講評というものは、委員のみが集まりまして、そこで学校側に申し渡す内容を整理いたしまして、公式の席上でこれを発表いたします。その際に委員の全体の所見をまとめる事務は私がいたしましたので、学校当局に申し渡された内容は、その当時の記録によつて調べれば明確になると思ひますが、その公式の席上における見解のまとめの段階におきまして、ただいまお話をありました専門委員の先生は、自分たちは工学部を見にきたつもりだけれども、工学部はどこにもないということであり、専門委員はもっぱら専門の立場からカリキュラムなり教員組織なり実験設備なりを見るというのが任務であります。校地、校舎その他を総合してその可否の判定をするのはこの審議会の審査会がみずから行なうのでありますし、そのような専門的な状況も判断を行なおうとしたが、現地には何もなかつたという意見を漏らしておるわけであります。しかしながら、現地の熱意に対し、なるべくこれを引き上がる方向に努力していただきたいとであります。したがつて、その土地の問題、建物の問題、融資の問題、その他図書、設備の問題につきまして、十二月の初旬の最終の判定までに、できるだけ有利な資料が整えられるならば、それを出すようにと、いう指導を一々いたしてまいりました。しかしながら、その場合の全体の講評の中でも、この大学の工学部がきわめて有望な状態

にあるというような話は、講評の席で全然なかつて悲観的なお話があつたと私は記憶をいたしております。その後講評の審査会の席以後におきましては、私は汽車の時間がありまして、一人東京に帰りましたので、そのような席において委員の方々が個人的にどういうお話なり助言をなさったかは内容をつまびらかにいたしておりません。その後私は東京に帰りまして、大学当局の補足資料を逐一受領いたしまして、審査会に全部提出いたしました。十二月十日の第二回の審査会でこれを不可にするという一応の決定を見、これによつて総会でございましたと審査会の方針どおり、たしか十二月の十一日であったと思いますが、大学当局の方においていたしまして、設置審議会の審査会ではこれは不可になりました。したがつてお取り下げいただきたいということをはつきり私から勧告申し上げております。そこで、これが総会でくつだきましたとして、これが総会でくつになりました。したがつてお取り下げいただきたいということをはつきり私から勧告申し上げております。そうして、これが総会でくつだきましたということは、きわめて前例として少ないといふことをはつきり私から勧告申し上げております。それができるということは、きわめて前例として少ないと文部大臣は答申がありましたもの以外の措置をしたことは前例にはございません、という事実を申し上げてございます。

そんなことがよう言われるね。あなた、言うてみなさい。

○西田説明員 私は文部省の課長でありますとともに、この仕事に関しましては、設置審議会の事務担当者といたしまして、審議会の会長の指揮を受けて仕事を従事いたしております。したがつて、この担当になりましたときに、私どもの私宅にまでいろいろ訪問されてその事情を陳弁される場合に、私は個人としていろいろな言動をしたことを自分としては記憶いたしております。しかしながら私は、現在その場合に、自分として、この結論がいいか悪いかというお尋ねに対しましては、審議会の全体の経過を見まして、この結論が私はごもつともであろう、かように確信いたしております。

○野見山委員 あなたの個人の意見としてはそれでいいのですが、あなたは公の課長でなくて、個人西田としての御意見だろうと思うのですが、あなたの意見として私の聞いたところでは、保留にならるべきが当然だったが、残念ながらならなかつた。しかし次の総会には何とか努力してみようといふようなお話をあつたと聞いております。それから、ちょっと前例を一つ二つ調べていますが、明星大学の理工科、それから東海大学の工学部の問題、こういうふうな保留になつた前例。これは昭和三十九年ですか、東海大学の場合は一般校舎の工事が大体四百坪くらいしかなかつた。そしてしかも一部は改造中であつた。さらに計画中の校舎千坪くらいは穴掘り程度しかできていなかつた。これでも保留になつておりますね。それから明星大学の場合もそういうことが言えると私は思うのですが、専門課程の校舎の建築が基礎工事中であった。一般校舎は付属高等学校の校舎を流用している。これもやはり保留になつてゐる前例がある。これはあなたの方また意見があるかと思いますが、こういうふうな前例から見ますと、これに對してさらに産廃地とか、この時期はたまたま大学急増とか、いろいろな条件もかなり加わってきていますから、この近大の場合に保留にならな

いというのは非常に私はおかしいと思うのです。
資料はたくさんあるのですがこれをやってあまり

時間をとつてもしようがないから 私は結論を述べたいと思うのです。

まず、いま私が申し上げた二つの学校の例なんですが、これは飯塚の場合よりかずっと程度において悪いと思うのです。飯塚は少なくともいわゆる教養校舎としてはそれだけの校舎をとつてゐる。私はいま写真を持っていますが、教養校舎は完成しております。委員長にも見てもらつたが、成したのはいまの時点ですが、その当時の状況から見ても、私はやはり文部省がいう基準の八〇%以上ふうにして準備を整えて、本校舎のほうがわざわざに基礎工事中であつたというのは、私も事実であります。しかしと思いますが、これを両者と比較いたしますと、飯塚の場合は、何にも条件がそういうものがないにしても保留になるべきだ、こういうふうに考えるが、あなた方はどういうふうに思うか、前の二つと対照してください。

○杉江政府委員 まず、今まで保留になつた例と比較いたしますと、たとえば明星などにおきましても、確かに建物の点は相当立ちおくれております。しかし図書その他設備は飯塚の場合よりも相当整つております。また東海大学の場合、これはやはり一年目は不可になつております。二年目に総合的に判定して保留いたしておりますが、これはやはり一年目は不可として準備を整えられたわけであります。

ついでに審議会の全体の審議方針についてちょっと申し上げておきたいと思いますけれども、確かに四十年度、四十一年度は大学志願者急増の時期に際会いたしまして、私どもは国公私立を通じて、大学の収容力をふやすということが必要だと考えて、特に大学についてはそのような予算編成をいたしております。しかしこれは各方面から指摘され、また強く要求されておりますことは、大学の収容力をふやすことはけつこうだ

けれども、この際大学の質を落としてはいけない。大学というものは志願者がふえたからといつ

こういう御意見が各方面から起つたのであります。そういう意見を十分いれて、文部省としては一時は、十万人を四十年、四十一年に増募するという計画なり見通しを立てたのでありますけれども、それを圧縮いたしまして、七万六千といふことを一応の目安といたしました。その七万六千をふやすにいたしましても、なお大学の質を落としてはいけないという御意見が強かつた。そういうことから今回の審査にあたりましても、いままでの審査方針を特にゆるめるということはいたさない、今までどおり基準を厳正に適用してやるべきだ、こういう基本的な方針がとられたのであります。

そこで、いろいろお話をありましたけれども、要するにこの審査のたてまえいたしますと、十二月五日までに提出された資料によって判定するという方が基本的な方針でござります。その後いろいろと努力をされる場合もありましたけれども、しかしあとどうなるかということを一々追っていることは實際上むずかしいのであります。もしそういうふうにあとの努力までも一々フォローするということになると、十二月に結論を出すこと自体ができなくなる。今度不可になりますしたのが三割近くもありますけれども、しかしそれらの多くが保留ということであとを見なければならぬということになりますけれども、非常にやうりにくく、ある意味では混乱を生ずるということになるのであります。そういうような点を考えまして、これはある意味では形式的でありましようけれども、十二月五日までの資料をもとにすること、こういう原則をとつておるわけであります。これは大学というものの質を確保する、そして一般的に言つて四月開校して教育に支障がない、こういう見通しができる時期というものを考えて、その審査をするということが、やはりどうしても必要

だ、こういう点から私は適当な方法だと考えておるわけであります。

したがつて先ほどおげられましたような例外も、ごく少數あることはあるのでありますけれども、それは先ほど申し上げましたような事情ないも、もう事実でございます。ほかにはこれほどおそく別な措置が講ぜられたのでありますけれども、この近畿大学の場合を考えてみますと、これは何と言いましても準備が非常におくれておる。これはもう事実でござります。から準備され、そして審査日までおくれておる例は、私の記憶する限りではないと思ひます。そういうふうな状況でその後の御努力は私も見るべきものがあると思ひますけれども、先ほど申し上げましたような審査方針、また現時点における大学拡充の方針等から、まことにやむを得ないものがあると存じます。

なお、もう少しふえんいたしますと、確かに設置認可の権限は文部大臣にございます。しかしながら大学の設置ということは、あくまでも客観的に見てその質が確保されるのでなくてはならない。それには多くの専門的判断を必要とする。民意の尊重も必要でありますけれども、しかしやはり大学としての程度を維持するという觀点が、また同時に重要な点でござります。そういう立場から従来とも大学設置審議会の判断はあくまで尊重して、この十数年来その例外はつくつております。このことをつけ加えておきたいと思ひます。

○野見山委員 あなたの大学のあれはわかるのですが、しからば国立の高専なんかは今度予算で許可になります。これは文部省がやっているのか審査会がやっているのが知りませんが、どうなるか、いわゆる民間と国営ということになると、信の問題ですか、そういう問題に大きなウエートを置いてやっておられますか、しかし四月から入

組織とか教科書とかあるいはそういう器材とかいうものが私は間に合わぬと思います。それは当初は間に合わないと思います。しかし少なくとも一年くらいは教養学部でやれるという前提があるから、私は開校できると思いますよ。そういう特殊な事情がいわゆる理工科にはあるのぢゃないか。それでいまあなたが言われた明星大学とこれの基準は、これは私もかなりよく聞いておるのですが、全然私のほうが、パーセンテージからいくと上だと思いますよ。これはその当時の時点においては、まだ専門学校の校舎というのは基礎工事も何もなされていない、整地の段階なんですよ。それから教養学部は付属の高校の一般校舎を流用して使おうというのですよ。それに対して保留になつておる。これは何にも条件がないのですよ。これは産炭地とかいろんな政府の大方針がなくとも、普通一般に見てもそういうものが保留になつております。その次の東海大学の場合でもそれと同じだらうと思います。それは一般校舎木造建てのものがわざかに四百坪しかできておらなかつた。それから専門校舎のほうは穴掘り程度であつたといふ。これは私が調査報告を受けたのですから違うかもしれないが、そういうふうな報告を受けておる。これも保留になつております。そういう点から考えると、飯塚は少なくとも鉄筋コンクリートの千何坪というものが見学されたその時点にあるのですから、教養校舎として使われておる、その本館のほうはなるほどまだ工事にも至つておらなかつた、これは事実なんですから、これとこれと対照してみた場合に、なぜこれが保留にならなかつたかという理由が私はよくわからない。これはいろいろな過程があるので、先生がそういうことを言おられておる。最悪の場合私は先生にここへ来てもらうことにしておきます。来てもらつてやりますよ。来てもらつて論争してもいいですが、そういうふうなことがなされて、いまはもう不可になつたからだめだということではなくて、あなたの方はもう一ぺん見てやろうという親切がないのです

か。もう一べん現地を視察してもらおう、その結果でめならぬあきらめますよ。その間あなたの方は、自分たちの意見が無視された、こういうことを一回も現地へ行かずそういう結論を出されても、かも来られた先生三人のうち二人は会つておりませんが、三人の先生のうち二人までは、非常に残念だ、自分たちの意見が無視された、こういうことをやりっぱに言われておりますよ。あなたの言うとどまるで違う。あなたは事務的に文部省やいるんな審議会をかばつて答弁されておりますけれども、私が現実に聞いたのと雲泥の差があるのですよ。それはこの問題がこじれなければどういうところにも発展をするだらうと思うのですよ。といふのは、飯塚市は、もしこれができなければ三億円に対する一年間のいわゆる金利負担を当然やらなければならないのかですね、近大は開校できないですから。しかも近大には何十回となく礼を厚くしてその地方の住民が哀訴嘆願して近大に来てもらつたんですから、近大が開校できなければ飯塚市はおそらく年間三千五百万くらい金利が要るだらうと思いますが、これも負担しなければならない。もう少しこじれてしまりますと、四月から開校ということになると、近大もあらかじめ教員の手配をしておると思います。四月からやるとすれば、教員にもそれぞれ給料をやらなければならぬ。その教員組織にまで何十人いるか知らないが飯塚市が負担をしなければならぬような窮地に立つと思います。そういうことがありますと、近大ができるないならばそういうことになつて、もやむを得ないと思います。全部負担しなくてよい、その半分をおまえら負担するという、そういうふうなことを計算してみると、この一年間できなかつたことによって少なくとも私は一億円以上の大きな負担を飯塚市が受けなければならぬような事が起きてくると思います。

はつきりすればリコールされると思います。そこそこ
いう見通しもつかないままに一億近くの市費を
用して使つて、住民にそれだけの大きな損害をも
けるということになれば、地域としてもたいへん
大混乱が起つると思います。やはりあなたの方
の大きな政治の一環として行政を担当してお
られるのですから、何かそういうものに対する親切
じゃないか、だめならダメでいいじゃないですか
か、それくらいのことができないのですか。向
うではまさに大問題が起つるとしておるんです
よ。おそらく市長のリコール問題が起つれば、さ
らに大きな波紋が広がつていつて收拾のつかない
事態があの地方に起つるかもしれない。それはそ
うでしよう。一億円からの市民の税金を、かつてに
そういうできるかできないかわからないようなも
のに出しておるということになれば、おそらくそ
のままでは済みません。しかも学校は現実にでき
上がつておるのである。学校ができるおらなければ
いいのですが、いわゆるその時点においては学校
は完成してしまつており、一年間雨ざらしなになつ
ておる、こういう事態で市民は黙つてしまふであ
りよ。反対派も起きますよ。もう少しあなたの方はお
考えになれないのか、前例もあるのじゃないですか
か。きよらはいろいろなことを申し上げようう
と思っておつたわけではございません。何とかお願
いして、この時点でもう一回それならば見てやる
うじゃないか、そこまでできてるならばとい
うような気持ちにあなた方になっておつたいて、そ
うしてそれはあなた方だけではいけないかもしね
ませんが、委員の何人かに了解をしていただければ、
私はそれくらいなことは努力してもらえば不可能
じゃないと思ひます。そうしてかかる後に結論を
出しておつたいたいでもそうちおそくはないのじゃない
か、それもできないですか、何とかそれをしてい
ただきたいということが一つのお願いです。
それといま一つつけ加えてお願いしたいこと

○杉江政府委員

は、その前提になる多賀谷委員の委員会の質問について、総理もあれだけ懇切丁寧に、ぜひやりたい、何とかしようということもではつきり言つておられるし、文部大臣もそのとおりだと思いますがそういう気持ちであれば、その気持ちを体して、あなた方が委員の何人かにも御相談されて現地視察をした後にだめという結論を出されればやむを得ないと思いますが、そこまでの手数ができるかできないか、これをひとつ御答弁願いたいと思います。

○杉江政府委員 いまの御質問でありますけれども、率直に言いまして、近畿大学第二工学部につきましては、相当問題があるということで、審議会の最後の総会にこれをひとつ慎重に審議していただきたいたいということを私どもから言っておるのであります。そういうふうな問題があるということを十分意識しながら慎重に審議され、投票までやられた結果の判断でござります。

なお、その後におきました皆さんの御陳情を受けて、委員さんもいろいろお考えになりました。で、そのおもだつた方とは私どもお話ししております。しかしそういういろいろな御陳情はありましたけれども、この際は総会の結論を何ともしがたいというのがおもだつた方々の御意見でござります。もしこれを文部大臣の権限において再審を要求するということになりました際は、私は率直に言って、私の判断ではかなり大きな混乱を生じてくるという見通しを持つておるわけであります。

また、先ほど申し上げましたような審議会の十数年の審議のしかたにおいて異例をなすことになりまして、一般的な問題として今後の大学設置にかなり大きな問題を生ずることになると私は思いますが、そういうふうに審議の経過においてあくまでも慎重であったということ、それからその後においても私ども委員の方々とよく御相談してやつておりますが、現在のところ、これを再審を求めるというようなことは事務的にはしがたいと考えて

おります。

○野見山委員 私のほうは、文部省からの内意がありまして、政治運動をされたというような印象を受けることは一回もやったことはない。陳情団は一月になってから三百六十二人行って、いますが、文部省にたつた一回、十数人が大臣のところに陳情に行つただけです。一回もその後行っておらぬはずです。私も行っておらぬ。電話もかけておらぬ。電話もかけずに静かにこの結論を待つたわけなんです。しかも三百六十二人が大学の先生の委員のところをたいがい回つておると思います。これはおそらく面会謝絶その他いろいろなこともあります。でも引き下がれません。どんなことをやっても行くところまで行ってみたいと思うのです。私は切れたる三十万住民の声を代表したと申し上げても差しつかえないと思うのですが、この願いも聞かれねという段階にならないように、何とかいわゆるあなたの政治的な判断あるいは現下の情勢から

そこで、私はしつこい話をするのはこれでやめます。では引き下がれません。どんなことをやっても行くところまで行つてみたいと思うのです。私は切れたる三十万住民の声を代表したと申し上げても差しつかえないと思うのですが、この願いも聞かれねという段階にならないように、何とかいわゆるあなたの政治的な判断あるいは現下の情勢から――しかも国会においても衆参両院で特別委員会までつくって産炭地振興をやっているというこの政治的な国策の上からもひとつ大きくお考え願いまして、何かここにそういうものの解決の方法として、私はいま一回見てやろうという御親切なことばをちょうだいしたいと思うのですが、いかにお考えになつておりますか、あなたのお考えをお聞きしたい。

○押谷政府委員 まことに御意見ごもつともな点が多いと思います。これは公の場ではなかつたのですが、大臣はこの決定の前後におきまして、前はもとより、後においても、近大の第二工学部につきましては何とかできないであろうかという意見を見たびたび述べられておつたのでありますから、政治的配慮のなし得る限度を十分に考えて大臣もいろいろ配慮をいたされたと存じておりますが、結果は御発言のごとくまことに遺憾な結果でありました。しかし、この時点においてすでに校舎も建設の域に達しておる、すべての条件は整つておるといふことの事態において、事務的に再度考慮をする余地があるかどうか、事務的な考慮も必要であります。もちろん政治的には十分考慮をいたしたいと存じますから、大臣はもとより事務当局において十分考慮をいたしまして、善処のできるものならば何とかいたしたい、かように私の意見を申し上げます。

○野見山委員 それじゃ私はいまの政務次官の御答弁に大きな期待を持って、一応この問題は数日間静観したいと思いますが、私がこの問題をやるのは、いま申しました保留になつた過去の例の問題等もございますので――これが単に近畿大学の問題なら私は何も言いません。飯塚市が背負つておるその地域としての最大の問題なんですから、何とかひとつ、そういうふうな一片の事務的な問題でなくして、何か大臣なりあなた方が御協議されまして、せめて現地再調査もやつてやろうという結論を出していただきますようにお願い申し上げまして、きょうはこれで質問を打ち切りたいと思います。

○多賀谷委員 きわめて高度な政治判断を要する問題ですから、文部大臣としての愛知さん、また國務大臣としての愛知さんをぜひ出席を求める、かのように思います。そうして大臣に対してさらにはもとより、後においても、近大の第二工学部に相談いたしまして決定いたしたいと思います。

○加藤委員長 わかりました。それでは次会に御相談いたしまして決定いたしたいと思います。次会は明十八日午前十時から理事会、理事会散会後直ちに委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

昭和四十年二月二十二日印刷

昭和四十年二月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局